

(別記様式第 1 号)

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 計画作成年度 | 令和 2 年度         |
| 計画主体   | 大町町 (代表)<br>江北町 |

## 杵島地区鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大町町農林建設課 農政係  
所在地 佐賀県杵島郡大町町大字 5017 番地  
電話番号 0952-82-3151  
F A X 番号 0952-82-3117  
メールアドレス nourinkensetsu@town.omachi.saga.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス、ドバト、スズメ、カモ<br>アナグマ、アライグマ、ヒヨドリ |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度                            |
| 対象地域 | 大町町、江北町                                |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

| 鳥獣の種類 | 品目                | 被害の現状 |         |        |
|-------|-------------------|-------|---------|--------|
|       |                   | 町名    | 被害金額    | 被害面積   |
| イノシシ  | 水稲、豆類<br>果樹       | 大町町   | 20.7万円  | 0.68ha |
|       |                   | 江北町   | 94.5万円  | 0.64ha |
|       |                   | 小計    | 115.2万円 | 1.32ha |
| カラス   | 果樹                | 大町町   | 8.5万円   | 0.1ha  |
|       |                   | 江北町   | 4.4万円   | 0.1ha  |
|       |                   | 小計    | 12.9万円  | 0.11ha |
| カモ    | 水稲、麦類、豆類<br>果樹、野菜 | 大町町   | 0万円     | 0ha    |
|       |                   | 江北町   | 154.4万円 | 3.14ha |
|       |                   | 小計    | 154.4万円 | 3.14ha |
| アナグマ  | 野菜                | 大町町   | 0万円     | 0ha    |
|       |                   | 江北町   | 106.4万円 | 0.06ha |
|       |                   | 小計    | 106.4万円 | 0.06ha |
| 合計    |                   |       | 388.9万円 | 4.63ha |

(2) 被害の傾向

|   |
|---|
| <p><b>【イノシシ】</b><br/>被害金額や捕獲頭数の減少から防護柵や広域での箱わな設置の効果は出ているが、一方で餌不足により行き場を無くし警戒心を持たないイノシシが民家付近にまで出没しており、農作物被害だけでなく人的被害にも注意が必要である。</p> <p><b>【カラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ】</b><br/>被害額として計上されていないものもあるが、鳥類による被害は町内全域にわたり被害を受けている。カラス、ドバトについては、大豆・麦の播種直後の被害、スズメについては、水稲収穫期の被害が見られる。また、ヒヨドリによる果樹の被害も見られる。</p> <p><b>【カモ】</b><br/>麦への被害が多く、夜間に圃場へ侵入しており防除が困難である。</p> <p><b>【アナグマ】</b></p> |
|---|

民家の床下での生活被害が報告されており、作物被害と併せて狩猟者と現地調査を行ったうえで小型箱わなの設置を行っている。また今後も研修会の開催等で自衛するための知識や技術を町民に呼びかけていく。

【アライグマ】

家屋等侵入より、糞尿による生活被害、回虫や狂犬病などの感染症被害に注意が必要である。また、一部の山林で頻繁に捕獲確認がされていることから巣穴をつくっていることが予測され、一網打尽にできる捕獲体制が課題である。

(3) 被害の軽減目標

| 指標   |     | 現状値（令和元年度） | 目標値（令和2年度） |
|------|-----|------------|------------|
| 被害金額 | 大町町 | 29.2万円     | 20.4万円     |
|      | 江北町 | 3,59.7万円   | 2,51.7万円   |
|      | 合計  | 3,88.9万円   | 2,72.1万円   |
| 被害面積 | 大町町 | 0.79ha     | 0.55ha     |
|      | 江北町 | 3.85ha     | 2.69ha     |
|      | 合計  | 4.64ha     | 3.24ha     |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|             | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|-------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組   | 年間を通して有害鳥獣捕獲計画に基づき、個体数削減を目的に、地元猟友会による捕獲を行っている。<br>捕獲については、導入した箱わなを猟友会員へ貸与し捕獲実績の向上を図っている。 | 猟友会員（捕獲従事者）の高齢化が問題となっている。担い手の確保、育成等が必要である。また、地域ぐるみでの捕獲体制を構築し、町民の被害防止意識の向上が課題である。 |
| 防護柵の設置等に関する | 電気柵・ワイヤーメッシュ柵による侵入防止対策を行っている。  | 電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置後の管理不足と見られる箇所があるため、農業者への管理の                                      |

|      |  |   |
|------|--|---|
| する取組 |  | 徹底を周知する必要がある。また、防護柵の隙間から侵入するケースが多々あるため、効果的な設置方法を研修会等で呼びかけていく。 |
|------|--|---|

(5) 今後の取組方針

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲と侵入防止両面での被害防止対策を推進する。</li> <li>・ 捕獲機材（箱わな等）を増やし捕獲を行う。</li> <li>・ 若い世代での新規狩猟者の確保・育成を行う。</li> <li>・ 被害地域に対し効率的な侵入防止柵の整備を行う。</li> <li>・ 町民全体を対象とした鳥獣被害防止の研修会を開催する。</li> <li>・ 狩猟者をリーダーに町民と地域ぐるみでの捕獲体制を行う。</li> </ul> |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

|   |
|---|
| 佐賀県猟友会大町支部・白石支部（江北町駐在）への委託による捕獲駆除を実施する。 |
|---|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度    | 対象鳥獣   | 取組内容  |
|-------|--|---|
| 令和2年度 | イノシシ<br>カラス<br>ドバト<br>スズメ<br>カモ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ヒヨドリ | 杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携し、捕獲従事者の確保・育成、捕獲用箱わなの導入を行うとともに、被害防止研修会等を実施する。 |
| 令和3年度 | イノシシ<br>カラス<br>ドバト<br>スズメ<br>カモ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ヒヨドリ | 杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携し、捕獲従事者の確保・育成、捕獲用箱わなの導入を行うとともに、被害防止研修会等を実施する。 |

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 令和4年度 | イノシシ<br>カラス<br>ドバト<br>スズメ<br>カモ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ヒヨドリ | 杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携し、捕獲従事者の確保・育成、捕獲用箱わなの導入を行うとともに、被害防止研修会等を実施する。 |
|-------|--|---|

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

|   |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
| 佐賀県農業協同組合と協議し、農作物の被害状況や農業者の要望を考慮し、生態系に影響を与えない範囲で設定する。 |

| 対象鳥獣  |     | 捕獲計画数等 |       |       |
|-------|-----|--------|-------|-------|
|       |     | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ  | 大町町 | 150頭   | 150頭  | 150頭  |
|       | 江北町 | 200頭   | 200頭  | 200頭  |
|       | 合計  | 350頭   | 350頭  | 350頭  |
| カラス   | 大町町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 江北町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 合計  | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| ドバト   | 大町町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 江北町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 合計  | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| スズメ   | 大町町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 江北町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 合計  | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| カモ    | 大町町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 江北町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 合計  | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| ヒヨドリ  | 大町町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 江北町 | 50羽    | 50羽   | 50羽   |
|       | 合計  | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| アナグマ  | 大町町 | 20頭    | 20頭   | 20頭   |
|       | 江北町 | 50頭    | 50頭   | 50頭   |
|       | 合計  | 70頭    | 70頭   | 70頭   |
| アライグマ | 大町町 | 20頭    | 20頭   | 20頭   |

|  |     |     |     |     |
|--|-----|-----|-----|-----|
|  | 江北町 | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
|  | 合計  | 70頭 | 70頭 | 70頭 |

|  |
|--|
| 捕獲等の取組内容   |
| イノシシについては、被害が多く見られる山沿いの地域で年間を通じて箱わなによる捕獲を行う。アナグマ等については、被害報告があった地域の現地調査を行い、小型箱わなによる効率的な捕獲に取り組む。 |

|                             |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|                             |

(4) 許可権限委譲事項

|            |      |
|------------|------|
| 対象地域       | 対象鳥獣 |
| 捕獲許可権限移譲済み |      |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

【大町町】

| 対象鳥獣 | 整備内容             |                  |                  |
|------|------------------|------------------|------------------|
|      | 令和2年度            | 令和3年度            | 令和4年度            |
| イノシシ | ワイヤーメッシュ柵<br>0 m | ワイヤーメッシュ柵<br>0 m | ワイヤーメッシュ柵<br>0 m |

【江北町】

| 対象鳥獣 | 整備内容             |                  |                  |
|------|------------------|------------------|------------------|
|      | 令和2年度            | 令和3年度            | 令和4年度            |
| イノシシ | ワイヤーメッシュ柵<br>0 m | ワイヤーメッシュ柵<br>0 m | ワイヤーメッシュ柵<br>0 m |

(2) その他被害防止に関する取組

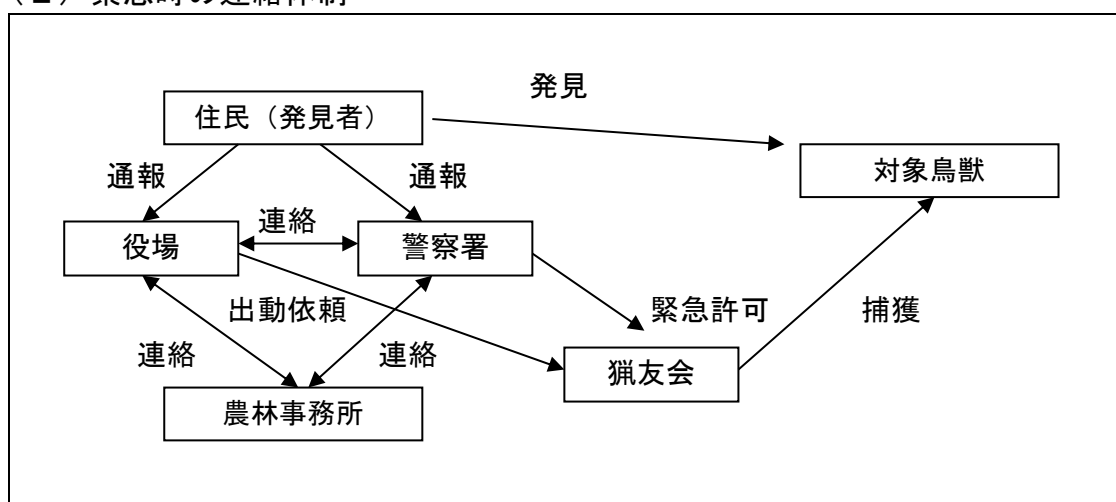
| 年度      | 対象鳥獣            | 取組内容  |
|---------|-----------------|---|
| 令和2~4年度 | イノシシ<br>その他の鳥獣類 | 研修会を実施し、鳥獣被害防止への意識向上を図る。<br>鳥獣類の隠れ場となる竹林伐採、緩衝帯の設置を図る。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称                         | 役割                    |
|----------------------------------|-----------------------|
| 佐賀県杵藤農林事務所                       | 情報収集、指導助言             |
| 白石警察署                            | 住民の安全確保、緊急時の措置判断、捕獲対応 |
| 大町町農林建設課<br>江北町産業課               | 住民の安全確保、猟友会への連絡、捕獲対応  |
| 佐賀県猟友会大町支部<br>佐賀県猟友会白石支部（江北町在住者） | 捕獲対応、被害対策             |

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設等により適正に処理する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在は、利用については想定していないが、今後、地域にジビエ等の利用について要望があれば積極的に対応する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称   | 杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会                   |
|----------|-------------------------------------|
| 構成機関の名称  | 役割                                  |
| 大町町農林建設課 | 協議会に関する連絡、調整<br>被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 |

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 江北町産業課             | 協議会に関する連絡、調整<br>被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 |
| 佐賀県杵島農業改良普及センター    | 被害防止対策事業に関する情報提供、助言指導               |
| 佐賀県杵藤農林事務所         | 被害防止対策事業に関する情報提供、助言指導               |
| 杵島地区農業共済組合         | 被害状況の把握、被害防止                        |
| 佐賀県猟友会大町支部         | 有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施                   |
| 佐賀県猟友会白石支部（江北町在住者） | 有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施                   |
| 佐賀県農業協同組合みどり地区杵島支所 | 協議会に関する連絡調整、被害状況の把握、被害防止対策事業の実施     |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称       | 役割                         |
|---------------|----------------------------|
| 佐賀県生産者支援課     | 被害防止対策事業に関する情報提供・指導助言      |
| 佐賀県農業技術防除センター | 被害防止対策事業に関する情報提供、被害防止の指導援助 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| 大町町鳥獣被害対策実施隊   | 江北町鳥獣被害対策実施隊   |
|--|--|
| <p>(所掌業務)</p> <p>(1)被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等（以下、「対象鳥獣の捕獲等」という。）に関する事</p> <p>(2)被害防止のための設置済み防護柵の適正管理についての助言に関する事</p> <p>(3)被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関する事</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、鳥獣被害防止計画及び対策に関する事</p> <p>(隊員)</p> <p>実施隊の隊員は、農林建設課の職員及び次項により町長が委嘱するものとする。</p> <p>2 町長が委嘱する者とは、次の各号の要件をすべて満たし、被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが</p> | <p>(所掌業務)</p> <p>(1)被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等（以下、「対象鳥獣の捕獲等」という。）に関する事</p> <p>(2)被害防止のための設置済み防護柵の適正管理についての助言に関する事</p> <p>(3)被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関する事</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、鳥獣被害防止計画及び対策に関する事</p> <p>(隊員)</p> <p>実施隊の隊員は、産業課の職員及び次項により町長が委嘱するものとする。</p> <p>2 町長が委嘱する者とは、次の各号の要件をすべて満たし、被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが</p> |



|   |   |
|---|---|
| <p>見込まれる者で、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者。</p> <p>(1) 銃猟については過去3年間に連続し、わな猟については当該年度及び前年度において狩猟者登録を行っていること</p> <p>(2) 銃猟免許及びわな猟免許を所持していること</p> <p>(3) 過去3年間に町内での有害鳥獣の捕獲実績があること<br/>(隊長及び副隊長)</p> <p>実施隊の隊長を農林建設課長、副隊長を農林建設課副課長とする。</p> | <p>見込まれる者で、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者。</p> <p>(1) 銃猟については過去3年間に連続し、わな猟については当該年度及び前年度において狩猟者登録を行っていること</p> <p>(2) 銃猟免許及びわな猟免許を所持していること</p> <p>(3) 過去3年間に町内での有害鳥獣の捕獲実績があること<br/>(隊長及び副隊長)</p> <p>実施隊の隊長を産業課長、副隊長を産業課長補佐とする。</p> |
|---|---|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県が開催する鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した町、農業協同組合等の職員による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組みを推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害にかかる情報を関係機関と共有し、有効な取組みを推進する。